

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	9件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500111号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500020号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成15年12月17日、標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年7月20日、標準賞与額を18万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月頃
② 平成16年7月頃

私は、A社から請求期間①及び②の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された請求者に係る平成15年分及び平成16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は21万2,000円、請求期間②は18万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払年月日については、上記の源泉徴収簿の記載から、請求期間①は平成15年12月17日、請求期間②は平成16年7月20日とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間①及び②の賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500069号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500013号

第1 結論

昭和36年12月から昭和37年3月までの請求期間、昭和38年1月から同年3月までの請求期間、昭和39年1月から同年3月までの請求期間、昭和40年1月から同年3月までの請求期間、昭和41年1月から同年3月までの請求期間、昭和42年1月から同年3月までの請求期間、昭和43年1月から同年3月までの請求期間、昭和44年1月から同年3月までの請求期間、昭和45年1月から同年3月までの請求期間、昭和46年1月から同年3月までの請求期間、同年12月から昭和47年3月までの請求期間、同年12月から昭和48年3月までの請求期間、同年12月から昭和49年3月までの請求期間、同年12月から昭和50年3月までの請求期間、同年12月から昭和51年3月までの請求期間、同年12月から昭和52年3月までの請求期間、同年12月から昭和53年3月までの請求期間及び昭和61年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年12月から昭和37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで
③ 昭和39年1月から同年3月まで
④ 昭和40年1月から同年3月まで
⑤ 昭和41年1月から同年3月まで
⑥ 昭和42年1月から同年3月まで
⑦ 昭和43年1月から同年3月まで
⑧ 昭和44年1月から同年3月まで
⑨ 昭和45年1月から同年3月まで
⑩ 昭和46年1月から同年3月まで
⑪ 昭和46年12月から昭和47年3月まで

- ⑫ 昭和 47 年 12 月から昭和 48 年 3 月まで
- ⑬ 昭和 48 年 12 月から昭和 49 年 3 月まで
- ⑭ 昭和 49 年 12 月から昭和 50 年 3 月まで
- ⑮ 昭和 50 年 12 月から昭和 51 年 3 月まで
- ⑯ 昭和 51 年 12 月から昭和 52 年 3 月まで
- ⑰ 昭和 52 年 12 月から昭和 53 年 3 月まで
- ⑱ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 35 年から平成 10 年頃までの間、毎年 4 月から 12 月頃まで A 事業所に勤務し、定員の関係で冬期は休職していた。同事業所の職員から、休職中は国民年金に加入することを勧められ、B 町（現在は、C 町）の役場で、毎年 12 月か 1 月頃に国民年金に加入する手続きを行い、納付する手間を考えて、休職期間中の国民年金保険料を一括で納付していた。

それにもかかわらず、請求期間①から⑰までの国民年金保険料が未納となっており、また、毎年国民年金に加入する手続きを行っていたにもかかわらず、請求期間⑱は国民年金に加入していない期間となっている。

請求期間①から⑱までについて、国民年金保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑱までについて、A 事業所における雇用期間終了後、その都度国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求期間①から⑮までについて、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者から提出された国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 8 月 31 日に B 町に対して払い出されていることが確認できる上、同払出簿において、当該記号番号以外に請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、請求者は、当該記号番号が払い出された昭和 53 年 8 月頃までは国民年金に加入しておらず、請求期間①から⑮までの国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、上記国民年金手帳記号番号が B 町に払い出された昭和 53 年 8 月 31 日時点において、請求期間①から⑮までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

請求期間⑯及び⑰について、請求者は、上記国民年金手帳記号番号が払い出された時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、請求者に係る B 町の国民年金被保険者台帳によれば、当該期間の保険料が納付された記録は見当たらず、オンライン記録と一致する。

請求期間⑱について、上記被保険者台帳及びオンライン記録によれば、請求者が国民年金に加入した記録は見当たらず、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500072号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500014号

第1 結論

昭和62年7月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月から昭和63年9月まで

A社会保険事務所(当時)から「国民年金集合徴収(年金相談)案内状」が郵送されてきたことから、平成2年11月頃、母親が同事務所へ行き、私の国民年金保険料の未納期間のうち請求期間の保険料をその場で現金納付し、請求期間以外の未納期間の保険料は、後日郵送される納付書により銀行で納付するように言われたと聞いている。その際、同事務所の担当職員から「今、本日納付した保険料の領収書は出せないが、納付書が届いたら間違いなく今回納付した証拠となり、未納期間は納付済期間になる。」旨言われたことを母親が記憶しているのに、請求期間が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B町の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成2年8月28日に払い出されていることが確認できる上、請求者に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号で、二十歳到達等により被保険者資格を取得した者の被保険者資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたと考えられ、この時点で請求期間のうち昭和62年7月から昭和63年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、平成2年11月頃にA社会保険事務所で請求期間の保険料を納付したとしているところ、当該時点で請求期間の保険料は時効により納付することができない。なお、請求者が提出

した昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の「納付書・領収証書」（以下「納付書」という。）によると、同納付書の発行日は同年 11 月 14 日であることが確認でき、当該発行日時点において保険料の納付が可能な期間の納付書が発行されていることから、同事務所では、請求者の母親が保険料納付の相談を行った際に、時効により保険料を納付できない請求期間を含む未納期間を除いた期間の納付書を発行したと考えるのが自然である。

さらに、請求者に係る B 町の国民年金保険料納付記録連絡票及び C 市の国民年金被保険者名簿（CSV データ）によると、いずれも請求期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは出来ない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500073号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500015号

第1 結論

平成9年5月から平成13年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年5月から平成13年6月まで

平成10年から平成13年頃、自宅において、A町(現在は、B市)の役場から国民年金保険料の集金に来たという男女二人に、「今、国民年金保険料を納付しなければ、将来、年金がもらえなくなる。」と言われ、現金20万円から30万円ほどを妻に手渡し、妻が集金人に請求期間の保険料を一括で納付した。請求期間直前の平成9年4月の保険料だけが納付されており、請求期間の保険料が納付されていないことになっているのは不自然なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年から平成13年頃に、A町役場から男女二人が国民年金保険料の集金のために自宅に来たとしているところ、B市は、請求期間当時、A町では、集金人が国民年金被保険者の自宅に出向いて保険料の収納業務を行っていた旨回答しており、保険料の納付方法については請求者の主張と符合する。

しかしながら、B市は、請求期間当時、国民年金保険料の収納業務を行っていた集金人の氏名等の記録は残っていないとしていることから、請求者の主張を裏付ける関連資料や証言等を得ることができない。

また、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は既に亡くなっており、その証言を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した時期について記憶が曖昧であり、「国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書は、災害により消失

してしまった。」と述べている上、B市は、請求者の国民年金被保険名簿（紙名簿）は無いとしていることから、請求期間の国民年金保険料を納付したとする時期及びその保険料額を特定することはできない。

加えて、請求者は、A町役場の集金人に請求期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているところ、制度上、過年度分の保険料は市町村では取り扱えないことから、A町において、請求期間の保険料（50 か月分）を一括して納付することはできない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500012号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500021号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社C部署における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年3月6日から同年4月20日まで
② 昭和48年11月5日から昭和49年4月20日まで

私は、請求期間①についてはA社のD工場、請求期間②についてはB社(厚生年金保険の適用事業所名は、B社C部署)に季節労働で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が一緒に出稼ぎに行ったとする同僚の証言から、期間の特定はできないものの、請求者はA社D工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、保存期限の経過により請求期間①当時の資料は残っていないと回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者は、「昭和48年4月からはE業に就くつもりでいたので、A社D工場の雇用期間は、契約当初から高校卒業直後の約1か月半の季節労働であった。」と述べており、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、一緒に出稼ぎに行ったとする同僚が所持するF厚生年金基金から送付されてきたとする書類を提出し、「自分も同様の書類を退職後間もなく受

け取ったが、無くしてしまった。」旨述べているところ、オンライン記録によれば、当該同僚についてもA社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、A社G部署は、資料の保存期限が経過したため請求者のF厚生年金基金への加入については不明であるが、現在、加入者記録を管理している電子データでは、請求者の氏名は確認できないとしている上、企業年金連合会においても、同連合会が管理している請求者の記録にF厚生年金基金の加入記録は無い旨回答している。

請求期間②について、雇用保険の加入記録及び請求者が記憶する複数の同僚の証言から、請求者は、B社C部署に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によれば、B社は平成20年4月1日にH社（現在は、I社）に合併し解散しているところ、B社C部署の事業を承継しているI社J部署は、請求期間②当時の資料は無いと回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚6人に照会を行ったところ、回答があった5人のうち、請求期間②当時にB社C部署に季節労働者として勤務していたとする4人についても請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該4人のうち3人は、請求者と同様に請求期間②の後の昭和49年10月又は同年11月から勤務した期間については、同社C部署における厚生年金保険の加入記録が確認できる。また、回答があった5人のうち1人は、請求期間②当時は同社C部署に勤務していないが、昭和49年10月及び昭和50年10月からの半年間は季節労働者として勤務したと回答しているところ、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が確認できる。以上のことから、同社C部署では、請求期間②当時は、季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、K企業年金基金は、請求者のL厚生年金基金の加入期間は、昭和49年10月21日から同年12月28日までの期間のみであり、請求期間②における加入記録は確認できないと回答しており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500017号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和30年3月に中学校を卒業し、同年4月から昭和33年6月までA社に勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、昭和30年4月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の同僚の回答から、請求者は、入社時期の特定はできないものの、中学校を卒業して間もなくA社に入社し、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時の資料は残っていない。」旨回答している上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者は、請求期間当時、請求者がA社において厚生年金保険に加入していた旨が記載された書面に同僚が署名押印した資料を提出し、請求期間当時も厚生年金保険に加入していた旨述べているところ、当該同僚は、「請求者が作成した書面の内容を確認し、特に間違った内容ではないと思ったので、その書面に署名押印を行ったが、私は社会保険、経理等の業務に関与していなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたかなどの詳細については分からない。」旨陳述していることから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについては確認できない。

さらに、B社は、請求期間当時は、試用期間3か月を経てから厚生年金保険に加

入させていた旨回答している上、請求期間にA社において厚生年金保険に加入している者が所在が確認できた4人に照会し、回答があった2人のうち1人は、請求期間当時は見習期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨陳述している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者に同記号番号が払い出されたのは昭和30年7月19日であり、A社における被保険者資格取得年月日は同年7月1日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳においても、請求者の被保険者資格取得年月日は同年7月1日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500022号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500023号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年9月1日から昭和42年5月1日まで
② 昭和45年1月11日から昭和49年4月1日まで

私は、昭和40年3月1日から昭和43年6月30日まではA事業所、同年7月1日から昭和50年8月9日まではB社に退職することなく継続して勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

請求期間②当時に勤務していたB社の同僚が年金記録確認第三者委員会に申立てをしたので、その同僚から話を聞き、請求期間①のA事業所の記録も含めて調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所は昭和53年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の元事業主は既に死亡しており、請求期間①当時の厚生年金保険の届出及び納付状況について確認することができない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求者は、昭和40年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得後、昭和41年9月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、請求者は同事業所で昭和40年3月1日に取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で、昭和42年5月1日に同事業所に係る被保険者資格を再度取得しているところ、当該記録はオンライン記録と一致し、不自然な訂正等も見当たらない。

さらに、請求者の妻は「子供（昭和 42 年*月生まれ）が生まれる前後の期間、夫はA事業所を一旦退職し、他の事業所に1年ぐらい勤務した後、再びA事業所に勤務した。」と陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

請求期間②について、B社の後継事業所であるC社に照会したが、請求期間②当時の社会保険関係の届出、厚生年金保険料控除及び納付状況については不明としており、請求者の厚生年金保険の加入等について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求者は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得後、昭和 45 年 1 月 11 日に同資格を喪失していることが確認できる上、請求者は同社で昭和 43 年 7 月 1 日に取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で、昭和 49 年 4 月 1 日に同社に係る被保険者資格を再度取得しているところ、当該記録はオンライン記録と一致し、不自然な訂正等も見当たらない。

さらに、請求者は今回の請求に当たり、請求期間②当時の同僚から証言を聞いてほしいとのことであったため、当該同僚に文書照会したが回答は無く、証言を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500028号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月1日から昭和46年4月20日まで

私は、昭和45年10月から昭和46年4月頃まで、季節労働者としてC市にあったA社B事業所で働いたが、厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者が所持する記念写真及び請求者が名前を挙げた同僚の証言から、請求者は、請求期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の勤務記録については資料が無く不明としており、請求期間当時の状況を確認することができない。

また、D企業年金基金は、請求期間当時、A社B事業所が加入していた厚生年金基金の記録を調査したが、請求者が同基金に加入した記録は確認できないとしている。

さらに、オンライン記録によると、請求者が請求期間当時、季節労働者として一緒に働いていたとして名前を挙げた上記同僚は、請求期間は厚生年金保険に加入しておらず、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、A社B事業所において、昭和45年10月及び同年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、翌年3月までに資格を喪失した者のうち、所在が確認で

きる6人に対して照会を行ったところ、回答が得られた3人のうちの2人は、自身は正社員であったとし、残る1人は、自身の社員区分は不明としていることから、季節労働者が厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500038号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月1日から同年10月21日まで

私は、昭和58年6月からA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年10月21日とされており、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私が所持している昭和58年分と昭和59年分の給与支払報告書における社会保険料等の金額を比較しても、請求期間における厚生年金保険料が控除されているのは明らかなので、昭和58年6月1日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は、請求期間のうち昭和58年7月24日からA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者の雇用保険支給台帳の記録によれば、請求者はB社を昭和58年5月9日に離職し、同年6月7日に求職申込みを行った後に、同年7月14日から同年7月23日まで失業基本手当を受給していたことが確認できることから、請求者は、請求期間のうち同年6月1日から同年7月23日まではA社に勤務していなかったと考えられる。

また、請求者は昭和58年分と考えられる給与支払報告書を提出しているところ、同報告書の社会保険料等の金額欄に記載された額は、請求者が昭和58年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したB社C支社及び同年10月21日に被保険者資格を取得したA社における厚生年金保険被保険者期間（昭和58年1月から同

年4月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間)の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分の合計額とおおむね一致しており、当該報告書から請求者が主張する請求期間の保険料が給与から控除されていたことを推認することができない。

さらに、A社は、請求者の勤務期間、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金保険料控除に係る資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間に係る勤務状況及び給与の支給内容並びに厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500068号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年2月

② 平成16年8月

年金記録を確認したところ、A社B事業所に管理者として勤務していた平成16年2月及び同年8月に支払われた賞与が記録されていない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人は、請求者に対して当該期間に係る賞与が支給された記録は無い上、同社において当該期間に係る賞与支給対象者に対して賞与から控除した社会保険料の返金を行った際のデータにも請求者に係る記載が無いことから、請求者に対して当該期間の賞与は支払われていない旨回答している。

請求期間②について、A社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成16年7月分給与支給時の明細記録によると、請求者に対して請求期間②に係る賞与は支給されていないことが認められる。

また、A社の元代表清算人から提出された請求者の平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における標準報酬月額により算出される社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求者が請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書を所持していないことか

ら、請求期間①及び②においてA社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。